

資料編

1 計画改訂における構成委員

真岡市環境審議会委員

職名	氏名	所属等	選出区分
会長	高松 健比古	真岡の自然を守る会	学識経験者
副会長	豊田 深雪	はが野農業協同組合	事業者代表
委員	大貫 聖子	真岡市議会	市議会議員
	仁平 昭	真岡自然観察会	学識経験者
	塩野 純子	真岡市女性団体連絡協議会 (真岡市廃棄物減量等検討委員会)	学識経験者
	上野 博正	もおか環境パートナーシップ会議	学識経験者
	小池 敏之	真岡工業団地総合管理協会	事業者代表
	小野 勝弘	真岡市商店会連合会	事業者代表
	佐藤 博	真岡市自治会連合会	市民団体代表
	日下田 節子	真岡市消費者友の会	市民団体代表
	齋藤 修次郎	二宮土地改良区協議会	市民団体代表
	倉井 宏明	県東環境森林事務所	関係行政機関職員
	松本 茂	真岡土木事務所	関係行政機関職員
	櫻井 明彦	真岡市小中学校長会	関係行政機関職員
	矢吹 勝治	公募委員	環境保全について、見識を有すると認められる者
	嘉村 皓明	公募委員	
牧 幸子	公募委員		

真岡市環境基本計画推進会議委員

組 織	役 職	備 考
—	副市長	委員長
総務部	総務部長	
市民生活部	市民生活部長	副委員長
健康福祉部	健康福祉部長	
産業部	産業部長	
建設部	建設部長	
上下水道部	上下水道部長（併）	
教育委員会	教育次長	
総合政策課	総合政策課長	
総務課	総務課長	
財政課	財政課長	
市民生活課	市民生活課長	
環境課	環境課長	
商工観光課	商工観光課長	
農政課	農政課長	
建設課	建設課長	
都市計画課	都市計画課長	
都市整備課	都市整備課長	
下水道課	下水道課長	
水道課	水道課長	
学校教育課	学校教育課長	
生涯学習課	生涯学習課長	
文化課	文化課長	
農業委員会	農業委員会事務局長	

第2次真岡市環境基本計画 改訂版 の諮問と答申

真環第261号
令和2年11月18日

真岡市環境審議会
会長 高松 健比古 様

真岡市長 石坂 真一

第2次真岡市環境基本計画 改訂版（案）について（諮問）

真岡市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、「第2次真岡市環境基本計画 改訂版（案）」について、貴審議会に諮問いたします。

（諮問理由）

本市は、平成28年3月に「第2次真岡市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像の実現に向けて取り組みを進めてきました。

第2次計画策定後、気候変動による自然災害等のリスクを増幅させる懸念が高まっており、また、プラスチックごみや食品ロスの問題から身近な消費行動の変革が求められています。このような近年の環境に関する社会情勢の変化を踏まえ、本市の環境保全施策をより一層効果的に推進するため、「第2次真岡市環境基本計画 改訂版（案）」を策定いたしましたので貴審議会の意見を求めるものです。

令和3年2月15日

真岡市長 石坂 真一 様

真岡市環境審議会
会長 高松 健比古

第2次真岡市環境基本計画 改訂版（案）について（答申）

令和2年11月18日付け真環第261号をもって諮問のあった「第2次真岡市環境基本計画 改訂版（案）」について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

第2次真岡市環境基本計画 改訂版（案）について、環境基本計画推進会議委員により、協議の上にとまとめられており、第2次計画策定以降の環境に関する社会情勢の変化が十分反映された計画となっていることから、適切な計画であると認めます。

今後においても、市民、事業者、行政の協働による環境保全の取り組みを積極的に推進し、本計画に定めた目標の達成に努められることを期待します。

2 真岡市環境基本条例

平成14年6月19日

条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第8条—第10条）

第3章 環境の保全に関する推進施策（第11条—第24条）

第4章 環境審議会（第25条）

附則

私たちのまち真岡は、八溝の山並みや、鬼怒川、五行川、小貝川などの清流にはぐくまれ、緑豊かな自然の恵みのもと、先人のたゆまぬ努力と市民の郷土愛により、県南東部の中心都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においても都市化の進展や生活様式の変化に伴い、様々な環境問題が生じている。

私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守り、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していく責務を有している。

私たちは、自らの活動が私たちのまちばかりでなく、地球環境にも重大な影響を与えていることを認識し、市、事業者、市民が相互に協力し合うことにより、私たちのまち真岡が、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な都市となることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの活動と地球環境とのかかわり合いを認識し、それぞれの事業活動、日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負

荷の低減につながる原材料、役務等の利用に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全、緑化推進等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 豊かな緑の保全及び推進、地域の特性が生かされた良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産が保全されること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保

全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映する措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ真岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書の作成、公表）

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する推進施策

（環境への配慮）

第11条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

（規制等の措置）

第12条 市は、公害を防止するため必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（経済的措置）

第13条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減にかかる施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

（施設整備の推進）

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設並びに公園、緑地等の自然と人との触れ合いを図るための施設の整備を推進する必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用の推進）

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境管理の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者その他のものが制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境教育、学習の振興)

第17条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等がその理解を深めるとともに、これらのものの環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第18条 市は、市民等が、自発的に行う環境の保全に資する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等の自発的活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する施策の調整及び推進)

第22条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第23条 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進する。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、真岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告に関すること。
- (3) その他環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(真岡市環境保全条例の廃止)

2 真岡市環境保全条例(昭和52年条例第15号)は、廃止する。

(保存樹木の指定等に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に保存樹木として指定されている樹木については、旧真岡市環境保全条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(真岡市附属機関に関する条例の一部改正)

4 真岡市附属機関に関する条例(昭和37年条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

3 用語解説 (初出のページ番号のみを記載しています)

注1) 地球温暖化 — 2P

人の活動に伴って発生する温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・フロンなど）が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象。

海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。また、温室効果ガスの温度上昇の最大の要因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収し貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

注2) 循環型社会 — 2P

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。

循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処理が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

注3) 生物多様性 — 2P

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」で構成される、多種多様な生物が様々な環境で生息している状態を指す。生物多様性基本法の中では、生物多様性について「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と規定されている。また、同法の中では、生物の多様性は人類の存続の基盤であり、また、地域における固有の財産として地域独特の文化の多様性をも支えている、と示されており、多様性の保全と持続可能な利用が求められている。

注4) 持続可能な開発目標(SDGs:エスディージーズ) — 2P

2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標のことで、持続可能な開発目標を意味する「Sustainable Development Goals」の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに達成すべき17の目標と、それらの目標を実現するための169のターゲットで構成されている。

注5) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ - 2P

国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) が 2015 年で終了することを受け、国連が 2030 年までの新たな持続可能な開発の指針を策定した。持続可能な開発目標 (SDGs) を中核としている。

注6) パリ協定 - 2P

2015 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された、2020 年以降の温暖化防止の新たな枠組み。「産業革命前からの地球平均気温の上昇を 2°C より十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガスの排出削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。

京都議定書に代わる、すべての国が参加する公平かつ実効的な新たな法的枠組みとして発行された。日本は COP21 の開催に先立ち「2030 年度に 2013 年比で温室効果ガスを 26%削減する」との約束草案を提出している。

注7) カーボンニュートラル - 2P

ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素 (CO₂) の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になること。

注8) 気候変動適応法 - 2P

既に生じている、あるいは、将来予想される気候変動の影響による被害の防止・軽減を国、地方公共団体、国民が連携して取組むための枠組みを定めた法律 (2018 年 12 月施行)。地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和策であるのに対して、本法は適応を推進するためのものである。

注9) 食品ロス - 2P

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因とされる。食品ロスが減少することにより、廃棄物の発生抑制だけでなく、温室効果ガスの排出削減などの環境負荷の低減効果があるとされる。

注10) 市街化区域 - 11P

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

注11) 市街化調整区域 — 11P

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

注12) 農業集落排水 — 13P

農業集落に設置される、地域し尿処理施設のこと。地域内の複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を共同処理する。農業関連の事業により整備される。

注13) 合併処理浄化槽 — 13P

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと。下水道整備計画のない地域での水質汚濁や悪臭の防止など、環境改善を図る有効な手段である。

注14) レッドリスト — 15P

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国（環境省）や地方自治体（主に都道府県）などで作成している。レッドリスト掲載種の生態、分布状況、絶滅の要因などの情報をまとめたものがレッドデータブック。野生生物の保護や自然環境の保全の基礎資料として用いられる。

注15) 不法投棄 — 26P

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規定に違反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」という。山林や河川敷地など一目につかない場所に投棄されることが多く、環境汚染の一因となっている。

注16) 再生可能エネルギー — 26P

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石炭・石油）や原子力といった枯渇の恐れがあるエネルギー資源に対比として用いられる。代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で得られるエネルギーも含まれる。

注17) 温室効果ガス — 26P

大気中の二酸化炭素やメタンなどの、赤外線を吸収し熱を地球に封じ込める温室効果のある気体のことをいう。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）などが削減対象と定められている。

注18) 耕作放棄地 — 26P

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地のこと。

注19) 光化学オキシダント — 27P

工場や自動車から排出された大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線を受けて反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたもので、光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目や喉への刺激や呼吸器にも影響を及ぼす恐れがあり、農作物などにも影響を与える。

注20) 光化学スモッグ — 27P

光化学オキシダントの濃度が高くなり、視程が低下する（白くかすむ）現象のこと。

注21) 協働 — 27P

共同の担い手として、適切な役割分担のもと、協力して働くこと。互いに成果と責任を共有し合う、対等な協力関係が前提となる。

注22) 3R(スリーアール) — 34P

ごみを減らし、循環型社会を作っていくための取組みである、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の頭文字を取って表したもの。発生抑制は「廃棄物の発生を減らすこと」、再使用は「使用済みのものを繰り返し使用すること」、再生利用は「使用済みのものを原材料として利用すること」を意味している。

注23) 産業廃棄物 — 37P

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの廃棄物をいう。産業廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられている。

注24) 循環型社会形成推進基本法 — 38P

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。

注25) レアメタル(希少金属) — 38P

産業に利用されるケースが多い希少な金属のことで、非鉄金属のうち、埋蔵量が少なく産地が遍在することなどの理由から、産業界での流通量・使用料が少なく希少な金属をいう。レアアース（希土類元素）と呼ばれるものも含まれる。

注26) 小型家電リサイクル法 — 38P

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を確保するために制定されたもので、回収した小型家電に含まれる「レアメタル（希少金属）」を取り出し、リサイクルすることで、ごみの減量化と資源の再生利用を図ることを目的としている。

注27) 溶融スラグ — 39P

ごみの焼却などにより発生した焼却灰を 1,200 度～1,300 度以上の高温で燃焼、溶融させたものを冷却したガラス質の固化物で、近年、建設・土木資材として活用されている。

注28) とちぎ食べきり 15(いちご)運動 — 39P

栃木県の食品ロス削減策の 1 つで、食品ロスが多く発生しがちな宴会の開始後・終了前の 15 分を自席でおいしく料理を食べて、食品ロス削減に努める取組みのこと。

注29) 3 きり運動 — 39P

食品ロス削減策の 1 つで、料理をおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」の 3 つの取組みを実践すること。

注30) グリーン購入 — 39P

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。こうした行動が普及することで、環境負荷の低い製品の普及は消費活動による環境負荷の低減が期待される。

注31) IPCC(機構変動に関する政府間パネル) — 40P

地球温暖化に関する最新の研究成果を各国が共有するため、1988 年に国連環境計画と世界気象機関により設立された政府間組織。190 か国以上が加盟している。約 6 年おきに地球温暖化について評価した報告書をまとめ、公表している。

注32) 国連気候変動枠組条約国会議(COP) — 40P

Conference of the Parties to the UNFCCC の略称。地球温暖化対策について国際的に協議する会議を指す。第1回は1995年にベルリンで開催され、開催回数に合わせて「COP21」と表記する。

注33) 地球温暖化対策推進法 — 40P

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の国としての削減目標を地球温暖化対策計画で定め、その達成に向けた国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにするものである。

注34) 地球温暖化対策計画 — 40P

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、日本唯一の地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

注35) ハイブリッド車 — 41P

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

注36) COOL SHARE(クールシェア)・WARM SHARE(ウォームシェア) — 41P

複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まるなどの工夫をしたり、図書館などの公共施設を利用することで涼しさや暖かさをシェアして、一人あたりのエアコン使用を見直す取り組みのこと。

注37) COOL CHOICE(クールチョイス) — 41P

低炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

注38) バイオマス － 41P

生物資源 (bio) の量 (mass) のことで、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。「生物由来の有機資源」とは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水 (H₂O) と二酸化炭素 (CO₂) から、生物が光合成によって生産した有機物のことである。大気中の二酸化炭素を吸収し生成した資源であるため、カーボン・ニュートラルの考え方から、利用の拡大が検討されている。

注39) 蓄電池 － 41P

充電することにより電気が蓄えられ、電池として使用できるとともに、放電後に再度充電することによって繰り返し使うことができる電池のこと。

注40) 防災リーダー養成研修 － 42P

防災に関する講習会や実技指導等で個人の防災知識・技術の習得を促進し、研修修了者が中心となって各地域における防災意識の啓発・防災活動の活性化をさせることで、自主防災組織等の拡大と充実を図り、もって地域防災力の向上に努めることを目的に実施されている研修のこと。

注41) 避難図上訓練(DIG) － 42P

大きな地図をみんなで囲み、経験したことのない豪雨などの災害をイメージして地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法の1つ。

注42) リターナブル瓶 － 43P

繰り返し何度も使用できる瓶のことで、一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などがある。回収された瓶は、洗浄・殺菌されて中身が詰められ、再び商品となる。再利用されてごみにならず、原料や容器の製造にかかるエネルギーの節約にもなるため、資源循環の面からその価値が見直されている。

注43) エコドライブ － 43P

運転時にアイドリングを控えたり、急ハンドルや無理な追い越しをしないなど、注意深い運転方法を行うことにより、燃料消費を節約し、二酸化炭素の排出を低減する環境に配慮した自動車運転方法のこと。

注44) 家電リサイクル法 － 43P

一般家庭や事務所から排出された家電製品 (エアコン、テレビ、冷蔵庫等) から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を原料とするとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

注45) フロンガス(フロン、フロン類) - 44P

正しくはクロロフルオロカーボンと呼ばれる数種類の炭化水素化合物で、毒性がないため、熱媒体（冷房・暖房）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）等に使用されていたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから様々な条約や法律によって使用には大幅な制限がかけられている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン」と呼ぶ。

注46) 生態系 - 45P

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

注47) 化石燃料 - 46P

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のことで、動植物等の死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱により変成されてできたものである。

注48) とちぎの元気な森づくり県民税事業 - 46P

栃木県において、様々な公益的機能を持つ森林を県民全体の理解と協力のもとに守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成 20 年度から県民税を導入し、それを原資として、市町村が地域の実情に応じて実施する里山林の整備や管理を支援する事業のこと。

注49) もおかの明るく安全な森づくり事業 - 46P

真岡市において、森林の有する公益的機能の重要性を市民に理解と協力のもとに守り育て、明るく安全な森を次の世代に引き継いでいくために、地域の実情に応じて実施する里山林の整備や管理を支援する事業のこと。

注50) 愛リバーとちぎ - 48P

栃木県が管理する河川において、地域住民、学校、企業等のボランティア団体と行政が河川環境美化活動のパートナーとして、安全で快適な河川環境の維持向上を図るとともに、川を愛する心を育む取り組みのこと。

注51) クビアカツヤカミキリ - 48P

サクラやモモ、ウメなどバラ科を中心とした多種の樹木を加害することで知られる外来種。幼虫が生木に加害することで樹木を衰弱させて、落枝や倒木等の人的被害が発生する恐れがあるとともに、農作物や生態系に被害が拡大するおそれがある。

注52) 外来生物 — 48P

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。海外ばかりでなく、日本国内の他の地域から人為的に持ち込まれた生物も外来種であり、「国内由来の外来種」と呼ばれている。近年、導入された地域の環境に過剰に適応し、人間の生活や地域固有の生態系に影響を及ぼす「侵略的外来種」による被害の事例が注目されている。

注53) 農地転用 — 49P

農地を農地以外の用途に転換することをいい、農地の形状を変更して、住宅地、工場用地などに転換することを言う。また、農地の形状を変更せず資材置場、駐車場のよう耕作用途以外に使用することも含まれる。

注54) 都市公園 — 50P

都市公園法の第2条において定義されるもので、地方自治体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方自治体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。

注55) 愛ロードとちぎ — 52P

栃木県が管理する道路において、地域住民、学校、企業等のボランティア団体と行政が道路環境美化活動のパートナーとして、安全で快適な道路環境の維持向上を図るとともに、道路を愛する心を育む取り組みのこと。

注56) 無形民俗文化財 — 55P

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗習慣、民族芸能、民族技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民族文化財のこと。

注57) グリーンカーテン — 56P

窓や建物の外側に、つる植物を育成させることにより温度上昇の抑制を図る手法のこと。日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するとともに、植物の蒸散による気化熱を利用して周囲を冷やすことが期待されている。

注58) 生垣づくり補助制度 — 56P

真岡市における補助制度の1つで、緑豊かな住みよい生活環境の実現及び地震等による災害の防止を期するため、生垣づくりを推進し、街並みの緑化を推進する制度のこと。

注59) 環境基準 — 57P

環境基本法に基づき定められた、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。現在は、大気汚染、水質汚染（地下水を含む）、土壌汚染及び騒音（航空機騒音、新幹線鉄道騒音を含む）のそれぞれについて、基準が定められている。

注60) 微小粒子状物質(PM2.5) — 57P

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、直径 2.5 マイクロメートル（1mm の 400 分の 1）以下の微粒子のこと。車や工場の排ガスから排出されるものや、窒素酸化物などのガス成分から、光学反応により作られるものがある。吸い込むとぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

注61) 大気汚染防止法 — 58P

生活環境を保全し、人の健康保護を目的として、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等を規制し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるとともに、大気の汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事業者の賠償責任等を定めた法律。

注62) ばいじん — 58P

大気汚染防止法では、ばい煙のひとつとして規制されており、すすや燃えかすの個体粒子状物質のことをいう。無機物、有機物、各種金属等が含まれている。

注63) 硫黄酸化物(SO_x) — 58P

石炭、石油などの化石燃料中に含まれる硫黄分が、燃焼の過程で酸素と結びつき生成される。亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺など呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、雨に溶けて酸性雨の原因ともなる。

注64) 窒素酸化物(NO_x) — 58P

光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっているほか、一酸化二窒素は温室効果ガスの一種でもある。

注65) 浮遊粒子状物質(SPM) — 58P

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、直径 10 マイクロメートル（1m の 10 万分の 1）以下の微粒子のこと。車や工場の排ガスに含まれ、吸い込むとぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

注66) BOD(生物化学的酸素要求量) — 61P

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、環境基準では河川の汚濁指標とされている。水中に含まれている有機物が、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量で、Biochemical Oxygen Demand の略。有機物が多いほど微生物が消費する酸素の量が大きくなるため、この数値が高いほど有機物の量が多く、水質が汚濁していることを示す。

注67) 大腸菌群数 — 61P

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数で、人や動物の腸管内に常在する一群を大腸菌群数と呼び、生活環境項目の1つとして水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標となる。

注68) 水質汚濁防止法 — 61P

国民の健康を保護し生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的として制定されたもので、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水について規制するとともに、排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の損害賠償の責任について定めた法律。

注69) 生活環境項目 — 62P

環境基本法に基づき定められている水質の環境基準の1つ。河川、湖沼、海域等の各公共用水域について、その利用目的に応じたものであり生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、pH(水素イオン濃度指数)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、n-ヘキサン抽出物質、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素)、大腸菌群数、全窒素、全リン等の基準値が設定されている。

注70) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法) — 68P

有害な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に制定された法律。

注71) ダイオキシン類 — 68P

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類という。物の燃焼に伴い発生し、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることから、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌などの環境基準が定められている。

注72) エコマーク — 71P

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

注73) ばい煙 — 72P

「大気汚染防止法」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじんおよびカドミウム等の有害物質のことをいう。

注74) 持続可能な開発のための教育(ESD:イーエスディー) — 76P

持続可能な社会の担い手を育てるための教育として、地球上の様々な問題を解決するため、自らが考え、判断し、他者と力を合わせながら行動していく力を身につけるための学習のこと。(ESD : Education for Sustainable Development)

注75) こどもエコクラブ — 76P

子どもたちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行うクラブで、環境省が平成7年度から「こどもエコクラブ事業」として支援している。数人から30人程度の子ども及び助言などを行う1名以上の大人(サポーター)から構成される。

4 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

ア 大気汚染に係る環境基準

二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。

イ 有害大気汚染物質に係る環境基準

ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

ウ 微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
---------	---

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下

四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

イ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適心性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5000MPN/ 100ml 以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE の欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊がみと められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 自然環境保全 : 自然深勝等の環境保全

水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物

〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産3級の水産生物

水産 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 騒音に係る環境基準

類 型		時間の区分		地 域
		昼 間 6:00~22:00	夜 間 22:00~6:00	
A	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	2車線以上の道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	
B	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
	2車線以上の道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	
C	一 般 地 域	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域 商業地域 工業地域 用途地域の定めのない地域
	道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下	

(4) ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
水 質 (河川水・地下水)	年平均値 1 pg-TEQ/l 以下であること。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること。
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下であること。



真岡市イメージキャラクター
もおかびよん

第2次真岡市環境基本計画 改訂版

発行 栃木県真岡市 令和3年3月

編集 真岡市市民生活部環境課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL.0285-83-8127 FAX. 0285-83-8392

E-mail : kankyou@city.moka.lg.jp



真岡市イメージキャラクター
コットベリー